

米原市スポーツ推進計画改訂業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、米原市が「米原市スポーツ推進計画改訂業務」を委託するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定める。

2 契約概要

- (1) 業務名 令和7年度 米スポー第6号
米原市スポーツ推進計画改訂業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の7日以内から令和9年3月26日まで

3 業務に要する費用（限度額）

5,225,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

【内訳】	令和7年度	3,135,000 円	60%
	令和8年度	2,090,000 円	40%

※参考見積書の金額が、業務に要する費用（限度額）を超過した場合は失格とする。

支払年度区分は、令和7年度60%、令和8年度40%とする。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たすものであること。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から⑤の要件に該当する者でないこと。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - ④ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - ⑤ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の①から⑤のいずれにも該当する者でないこと。

いこと。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ③ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ④ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑤ 前記①から④までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- （6） 過去 10 年間（平成 27 年度から令和 6 年度まで）に地方公共団体が発注した教育振興基本計画策定業務（改定業務を含む。）またはスポーツ推進計画策定業務（改定業務を含む。）を受託した実績を有すること。

5 質問の受付および回答

- （1） 提出期限 令和 7 年 9 月 22 日（月）午後 4 時まで（必着）
- （2） 提出方法 別紙の質問書（様式 1）により、郵送またはファクシミリにて提出すること。なお、質問書を提出したときには、事故防止のため必ず電話で提出の旨を連絡すること。電話等による質問に対しては受付を行わない。
- （3） 回答期間 質問の受付から随時回答するものとし、令和 7 年 9 月 30 日（火）までに回答する。
- （4） 回答方法 市公式ウェブサイトにおいて公開する。

6 企画提案書等の作成および提出

- （1） 提出書類および提出部数
次の内容を記載した所定および任意の様式を作成し、提出する。

提出書類	提出部数	
① 公募型プロポーザル参加申込書（様式 2）	正本 1 部	
② 参加資格確認書（様式 3）		副本 7 部
③ 業務実績調書（様式 4）		
④ 業務実施体制調書（様式 5）		
⑤ 企画提案書（任意様式）		
⑥ 参考見積書（任意様式）		

- （2） 提出書類に関する留意事項

- ① 企画提案書は、提案項目について貴社の考え方を分かりやすくまとめるとともに、要点を簡潔にまとめて作成してください。(各ページには、ページ番号を付してください。)
- ② 企画提案書の用紙サイズはA4判とします。
- ③ 見積価格については、総額と年度ごとの内訳（令和7年度・令和8年度）を記載するとともに、積算内訳を記載または添付してください。
- ④ 見積価格については、事務局等への過大な負担が無く、確実な成果が得られることを考慮した価格を算出してください。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限 令和7年10月8日（水）午後4時まで（必着）
- ② 提出場所 米原市役所 教育委員会事務局 スポーツ推進課
- ③ 提出方法 持参または郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、封筒表に「米原市スポーツ推進計画改訂業務 参加申込書在中」と朱書きし、受取日時および配達されたことが証明できる方法としてください。

7 審査方法

プロポーザルの審査は、以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された公募型プロポーザル参加申込書、企画提案書等を基に参加資格を審査し、参加資格を有すると認められる応募者の中から、上位5者程度を米原市建設工事等契約審査会において提案者として選定します。

書類審査 令和7年10月20日（月） 予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による審査）

第1次審査により選定された者に対し、企画提案等についてのヒアリング等を実施し、8に規定する審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定します。

項 目	注意事項
日時	令和7年11月7日（金）午後予定
会場	米原市役所 本庁舎 4A会議室
持ち時間	35分以内
出席者	3人以内
ヒアリング等の内容	提出した企画提案書の内容説明（20分） 企画書の内容に関する質疑応答（15分）
使用機材等	プレゼンテーションの方法は任意とする。パソコン等の機材は参加者で用意すること。なお、プロジェクター、スクリーンについては市で用意する。
その他	提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めません。

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選定された者のみ、審査結果およびヒアリング等を実施する旨を通知します。

② 第2次審査

審査結果を第2次審査参加者に書面により通知します。

8 審査基準および配点

プロポーザルは、以下の審査基準に基づき審査します。

評価項目			評価点数
企画提案	計画全般	業務目的、業務内容の理解、関連計画との調整、情報収集力、独自提案	30
	現状把握	市民ニーズの把握・調査、既存データの整理・分析、現行計画の検証	30
	策定支援	業務支援・指導	20
プレゼンテーション	説明力、回答、取組意欲		20
第1次審査結果	業務実績、業務体制、見積金額等		20
合 計			120

9 日程

項番	手 順	期限等
1	公告（案件公表、資料配布）	令和7年 9月12日（金）
2	質問受付期限	令和7年 9月22日（月）午後4時まで
3	質問回答期限	令和7年 9月30日（火）
4	企画提案書等の提出期限	令和7年10月 8日（水）午後4時まで
5	第1次審査（契約審査会）	令和7年10月20日（月）
6	第1次審査の結果通知	令和7年10月23日（木）【予定】
7	第2次審査	令和7年11月 7日（金）【予定】
8	第2次審査の結果通知	令和7年11月上旬【予定】
9	契約手続	令和7年11月中旬【予定】

10 失格事項

本プロポーザルの提案者または提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先および提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式および記載上の注意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、3に定める業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

11 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行います。その際には、特定された者は改めて見積書を提出してください。

12 その他注意事項

- (1) 書類の作成、提出およびその説明に要する費用は、全て提出者の負担とします。
- (2) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は円とします。
- (3) 企画提案書の提出は、1者につき1件とします。
- (4) 提出期限以降における書類の差替えおよび再提出は認めません。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (6) 提出書類は返却しないと同時に、特に定めがある以外には提出者に無断で使用しません。
- (7) 提出書類は、委託業者の選定および特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。また、本案件のプロポーザルに関する報告、公表等を必要とする場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用する事ができるものとします。
- (8) 「業務実施体制調書」に記載した配置予定の管理責任者は、原則として変更できないものとします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合は、米原市と協議の上、決定するものとします。
- (9) 米原市情報公開条例（平成17年米原市条例第4号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、事業を営む上で、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の開示とします。

13 本案件に関する問合せ先

〒521-0292 滋賀県米原市長岡 1206 番地

米原市役所

米原市教育委員会事務局 スポーツ推進課

電話 0749-53-5155

F A X 0749-53-5178